

第 1 9 号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会規則第 2 号

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成 3 1 年中野区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表子ども・教育政策課の項中「学校再編・地域連携係」を「学校地域連携係」に改め、同表保育園・幼稚園課の項中「幼稚園・認可外保育係」を「幼稚園・認可外保育係
保育企画調整係」に改める。

別表第 1 学校再編・地域連携担当課長の項中「学校再編・地域連携担当課長」を「学校地域連携担当課長」に、「子ども・教育政策課学校再編・地域連携係」を「子ども・教育政策課学校地域連携係」に改め、同表に次のように加える。

幼児施設整備担当課長	保育園・幼稚園課保育企画調整係の分掌する事務に関すること。
------------	-------------------------------

別表第 2 子ども・教育政策課の項中「学校再編・地域連携係」を「学校地域連携係」に改め、「再編及び」を削り、同表保育園・幼稚園課の項中「

2 区立幼稚園の計画調整に関する こと。
3 課内他の係に属しないこと。

」を「

2 課内他の係に属しないこと。

」に、「

	幼稚園・認可 外保育係	区立幼稚園の一時預かり事業に関する こと。
--	----------------	--------------------------

」を「

	幼稚園・認可 外保育係	区立幼稚園の一時預かり事業に関する こと。
	保育企画調整 係	区立幼稚園の計画調整に関するこ と。

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。